

インターネット求人広告の掲載料トラブルにご注意下さい！

インターネット求人広告の掲載料トラブルは、令和元年ころに全国で多発し、社会問題となりましたが、近時、慢性的な人手不足による求人広告の需要増を背景に、島根県内の相談機関や弁護士等に再び一定数のトラブル相談が寄せられつつあります。

トラブルの多くは、インターネット上に無料で求人広告を掲載するとの勧誘を受けた事業者が、これに応じて気軽に掲載を申し込んだところ、実は契約書の中に無料掲載期間終了後は自動的に有料契約に移行する等の条項（自動更新条項）が含まれており、後日、高額な広告掲載料を請求されるというものです。

県内事業者の皆様におかれましては、上記トラブルが多発していることをご留意の上、無料を謳うインターネット求人広告の勧誘を受けた場合は、無料掲載期間や自動更新条項の有無、解約方法その他の契約条項をきちんと確認するなどして、トラブルに巻き込まれないよう十分にご注意下さい。

また、既に請求を受けていても、事案によっては、支払う必要がない場合もありますので、専門家にご相談ください。当会は、中小企業向け相談窓口「ひまわりほっとダイヤル」（全国共通電話番号：0570-001-240）に対応しておりますので、初回30分・相談料無料で相談をお受け頂くことが可能です。

トラブルに巻き込まれたときは、ひとりで悩むことなく、上記相談窓口を利用するなどして、早期に弁護士へご相談されることをお勧めします。

2023（令和5）年8月29日

島根県弁護士会

会長 福 島 薫